

## 報告第3号

### 専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月14日提出

淡路市長 門 康 彦

## 委任専決第3号

### 淡路市新火葬場造成工事請負変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

令和4年3月3日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第13号（令和3年3月26日議決）
- 2 第3回変更契約年月日 令和3年3月26日
- 3 契約の目的 淡路市新火葬場造成工事
- 4 契約の金額の変更
  - (1) 議決金額（第3回変更） 232,122,000円
  - (2) 第8回変更後金額 239,121,300円
  - (3) 第3回変更からの変更金額 6,999,300円
  - (4) 第3回変更からの増減率 3.0パーセント
- 5 契約の相手方  
兵庫県淡路市仁井2番地3  
株式会社 八嶋組 代表取締役 八嶋 秀和